

私 幼 第 01085 号
令和元年 9 月 18 日

加盟園 設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会
総務委員長 坪井 久也

令和元年 10 月以降の公定価格の単価案の見直しについて
(2 号子どもの副食費、栄養管理加算、チーム保育推進加算関係)

標記のことにつきましては、国は、別添のとおり、本年 9 月 4 日付で内閣府及び厚生労働省通知を発出しました。

その内容は、以下のとおりとなっていました。

- 1 10 月からの無償化により 2 号子どもの副食費が実費徴収になることに伴う公定価格の減額は、これまでの保育料における副食費の額である月額 4500 円ではなく、公定価格の事業費に物価等の変動を勘案して計上している副食費の額である月額 5181 円となる
- 2 公定価格全体としては影響がないよう、10 月から次の加算を拡充する
 - 栄養管理加算
 - チーム保育推進加算

本連合会では、突然に示された公定価格の減額分(月額 5181 円-4500 円=681 円)を拡充される加算によって取り戻すことができるのか、関係する加盟園の運営に悪影響を及ぼさないかが懸念されたため、直ちにはこの通知を加盟園に周知せず、国に対し、加算内容の詳細の確認を求めるとともに、加盟園の運営に影響を及ぼさない対応を要望していたところ、国より、本日付けで別添の通知が発出され、上記 9 月 4 日付の通知は廃止されることになりました。具体的には、以下のとおりです。

- 1 10 月からの無償化により 2 号子どもの副食費が実費徴収になることに伴う公定価格の減額は月額 4500 円とする
- 2 栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充については本年 10 月からの実施は見送り、年末に向けて公定価格全体の論議の中で改めて検討する

なお、この国の方針変更を反映した公定価格の単価表については、決定次第、お知らせいたします。